

国立研究開発法人国立環境研究所契約監視委員会（第9回）議事概要

1. 日時：平成27年6月22日（月）14:00～16:00
2. 場所：AP秋葉原4階I会議室
3. 出席者：野村委員長、西山委員、小林委員、天野委員

4. 議事概要

(1) 前回議事概要の確認について

事務局より前回契約監視委員会の議事概要について説明が行われた。

(2) 平成26年度の契約の状況について

事務局から平成26年度の契約の状況総括表について説明が行われた後、随意契約、契約審査委員会審査案件、関連公益法人との契約について説明が行われた。

各委員からの主な意見は次のとおりである。

① 平成26年度一般競争に付した契約について

平成26年度の一般競争の件数が増加しているにも関わらず契約金額が減少している理由の一つとして平成25年度に金額の大きい複数年契約を締結していることが挙げられるので、複数年契約を実施していることを明確に記述すべきである。複数年契約が可能なものについては、積極的に複数年契約の導入を行えば、契約事務手続きの手間等も減ると考えられる。

② あらかじめ相手先が指定されているものとの契約について

「あらかじめ指定されている契約のうち委託契約については」とあるが、そのほかにもあるのか。あるのであればわかりづらいので明記しておくべき。

③ 平成26年度随意契約一覧と平成26年度契約審査委員会一覧との整合について

随契一覧と審査会一覧の整合がとれておらず、審査委員会での審査と契約締結時点の金額が妥当であるか等について確認が取れない。両一覧の母集団が異なるのであれば、整合できるように母集団を合わせるべきである。

④ 平成26年度随意契約案件の表の内容について

随意契約理由について、選定事業者が唯一の者であることが読み取れないものがある。記述ぶりの問題かもしれないが、しっかりと唯一性を書くべきである。

また、以前にも指摘したが当初契約でソフトウェアを開発した業者との随意契約について、随意契約理由をいずれも著作権上の権利侵害の恐れがあるためとしているが、当初契約において成果物の著作権に加え、改変権等の著作権人格権の放棄を契約書上で記載しているのであれば、著作権上の権利侵害は起こりえないはずで理由にならない。契約書や仕様書の条項は見直していないのか。

(3) 平成27年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画案について

事務局から平成27年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画案について説明が行われ

た。各委員からの主な意見は次のとおりである。

① 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組について

金銭の流用トラブルについて、不祥事を早期に発見するという視点が欠けているように思えるため盛り込んでも良いかと考える。

② 公告の場の拡大について

公告の場を拡大するとしてこれまで国立環境研究所以外のつくば市商工会、筑波研究学園都市交流協議会、つくば市研究支援センターのホームページへの掲載を行っているとのことだが、研究者から、1者応札の相手方が能力等に不足があるにもかかわらず1者のため仕方なく契約しているような話を聞くことがある。たとえば学会のHPなど更なる公告の場の拡大を図るべきではないか。

③ 一者応札となっている契約の分析について

一者応札となっている契約の中にも保守点検業務などは入札のやり方などで改善できることもある。当初の契約と今後それにかかる保守点検業務を当初より入れ込んで契約するなど一者応札の改善手法の一つとしてできるのではないか。一者応札となっている契約についてしっかりと分析すべき。

④ 業務の成果の評価について

一者応札となっている契約については成果が発注者にとって満足のいくものになっているのかどうか、どのような形であっても構わないがきちんと評価すべきではないか。

(4) 一者応札・応募等事案のフォローアップについて

事務局から資料に基づき、平成26年10月1日から平成27年3月31日までに研究所が公告した案件のうち、前年度（複数年契約を行っている案件については前回契約）に引き続き一者応札・応募となった27件について総括的に説明が行われた後、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」の審議を行い、契約監視委員会のコメント付けが行われた。委員からの主な意見は次のとおりである。

① 一律的に公告期間を延ばした結果一者応札となったからといって十分に努力したとは言えない。公告の場の拡大もしっかり行う必要がある。

② 提案書の締め切り日を年末年始の休業期間を挟んで1月5日にしているなど、常識的におかしな日付で設定されているものがある。こういった点も改善すべきである。

契約監視委員会のコメントは、「一者応札・応募の改善の取組は実施されている。業務内容の特性上、一者応札もやむを得ないケースもあると考えるが、入札公告の場の拡大など引き続き更なる改善の方策について検討を行うこと。」とすることとなった。

(5) その他

・次回契約監視委員会の日程について

以上